

(1)-7 知財裁判所新制について

01	知財裁判所での民事・刑事事件審理 遠隔尋問も可能 (2008.03)
02	知財専門裁判官養成訓練スタート 司法院長が開催式でご挨拶の言葉 (2008.04)
03	知的財産訴訟新制 日本を手本に秘密保持命令導入 (2008.05)
04	知財裁判所、来月発足 年間処理事件数約3千件、八人の判事には重荷 (2008.05)
05	知的財産案件審理細則 公布施行 (2008.05)
06	知的財産裁判所が発足 対応の高検知的財産支部も (2008.06/2008.07)
07	知的財産案件量刑要点 刑の加重・減輕は15%が原則 司法判断の分岐を回避 量刑透明化への第一歩 (2008.06)
08	知的財産裁判所、開設して1ヶ月 97件の案件を受理 (2008.08)
09	知財法律座談会 裁判官の司法判断の統一を図る 特許侵害事件は強制捜査が妥当でない等について共通認識達成 (2009.06)
10	知的財産裁判所組織法の一部を改正する案、立法院を通過 (2009.06)

01 知財裁判所での民事・刑事事件審理 遠隔尋問も可能 (2008.03)

知的財産案件審理法第3条により、7月1日に発足する予定の知的財産裁判所をはじめ、知的財産関係訴訟を取り扱う裁判所が事件審理するにあたり、これまでの民事・刑事訴訟手続きにおいて遠隔の地に居住する証人の尋問で認められる特別の方法（遠隔尋問）の適用対象を拡大して実施するとしたため、当事者、代表者、代理人、弁護人、補佐人、鑑定人その他の訴訟関係者の所在場所と事件の管轄裁判所の間で音声と映像の送受信設備による審理を行うことが可能となった。（2008.03）

02 知財専門裁判官養成訓練スタート 司法院長が開催式でご挨拶の言葉 (2008.04)

4月7日、知的財産専門裁判官養成訓練講習会の開会式が行われ、六ヶ月間に及ぶ訓練がスタートした。司法院の賴英照院長が挨拶で述べたように、「知的財産裁判所の裁判官には三つの挑戦が待ち受けている。一つは民事・刑事・行政事件が一括して知的財産裁判所で取り扱うこと。もう一つは法律以外の専門分野に関わること。最後は渉外的事件が多いこと」。

知的財産裁判所は、知的財産法院組織法第3条に定めた事件を管轄するほか、第一審知的財産関係刑事事件及び付帯民事訴訟事件については知的財産案件審理法の規定を適用して、通常の裁判所で取り扱われることになっているので、知的財産専門の裁判所にせよ、通常の裁判所にせよ、知的財産関連専門分野の法律及び実務に詳しい裁判官が求められる。

初回の講習会に参加する定員は40人、司法院が95(2006)年度に行った知的財産専門裁判官養成訓練コースに参加しなかった裁判官に限って受けることができる。研修期間は4月7日から9月19日までの六ヶ月間。月に二週間、計368時間の講習を受ける形で行う。

知的財産法院組織法により、知的財産裁判所の創設に伴い、高等検察署の下に知的財産分署（支部）を設置することになる。このため、今回法務部から六名の検察官が訓練に参加し、共同で講習を受ける。

高裁レベルの知的財産裁判所は今年7月に開設する予定。同裁判所では知的財産関係の第一、二審の民事事件、第二審の刑事事件及び第一審の行政事件を取り扱う。異なる裁判所から選任する裁判官は各類型・段階の訴訟手続きに自由自在に対応できるように、知的財産裁判所の院長（長官）を含めた裁判官九人を対象に3月1日から6月30日にかけて職業研修を行っている。（2008.04）

03 知的財産訴訟新制 日本を手本に秘密保持命令導入 (2008.05)

知的財産裁判所の創設に伴い、司法院は日本を手本にして知的財産権訴訟に「秘密保持命令」を導入した。証拠など訴訟資料に営業秘密が含まれている場合、秘密所持者が裁判所に秘密保持命令の発令を申し立てることができる。その営業秘密を訴訟以外の目的に使用することや、秘密保持命令を受けた者以外の者に開示することを禁止することによって、秘密所持者の従来の営業活動やビジネスチャンスに支障が生じないようにする。

秘密保持命令を受けた者は、秘密保持命令の申立がある前に既に訴訟以外のルートを通じてその秘密を取得し又は所持していたことを立証した場合、秘密保持命令の制限を受けない。

これまで国防機密、国家安全或いは性的犯罪に関わる事件についてのみ裁判を不公開とすることがあるが、新しい知的財産権訴訟制度においては、営業秘密への保護を徹底するため、当事者が裁判の公開により営業秘密が外に漏れるのを懸念する場合、裁判所に申立て、又は相手方と協議のうえ、裁判を不公開とすることが可能になる。

営業秘密には方法、技術、製造工程、配合、プログラム、設計その他生産、販売又は経営に用いる他人の知らない情報が含まれる。実際の、又は潜在的経済価値があり、かつこれについて所持者が秘密保持措置を講じている場合に限って「秘密」を主張することができる。

秘密保持命令の発令を申し立てるにあたり、書状を提出しなければならない。書状には、秘密保持命令を受けるべき者の身分、命令によって保護されるべき営業秘密の内容、種類、性質及び範囲について明記し、又は調査済み若しくは調査すべき証拠にどのような営業秘密が含まれているかを記載したうえで、その営業秘密の使用を制限する必要性や、公開すればどのような損害を生じるかなどについて具体的に説明することが求められる。

事件審理が行われている間に申立てがあった場合、裁判所は裁定（決定）が確定する前に、営業秘密に関する部分の審理を一時的に停止しなければならない。相手方の意見を聴く必要がある場合でも、秘密が外に漏れる可能性を最低限に抑えなければならない。原則として、営業秘密は訴訟代理人に対してのみ公開し、必要がない限り、当事者は相手方の営業秘密を知ってはならない。訴訟代理人を対象にする秘密保持命令の発令請求も可能である。

秘密保持命令を受けた者が命令に違反したときは、三年以下の懲役若しくは拘留に処し、10 万元以下の罰金、又はこれを併科することができる。注意すべきことは、業務遂行のため法人の責任者、法人若しくは自然人の代理人、被用者その他の従業員が命令に反したときは、行為者のほか、法人若しくは自然人も処罰を受けることになる。

秘密保持命令に対抗する方法として、秘密所持者の発令請求が棄却された場合に限りて抗告をすることができる。抗告の過程における秘密の漏えいを防ぐため、発令請求が認められた場合の抗告ができず、秘密所持者若しくは相手方は命令の取消しを求めるしかない。（2008.05）

04 知財裁判所、来月発足 年間処理事件数約 3 千件、八人の判事には重荷（2008.05）

司法院によると、2004 年～2006 年の地方裁判所の新受事件数（知的財産関連）は 3 年で年間 3,500 件から 4,500 件に増えている。知的財産権訴訟の事件審理の迅速化を図るために知的財産裁判所を創設することになったが、開設初期に僅か八名の裁判官、九名の技術審査官を置くのでは、年間約 2,500～3,500 件の事件を処理しきれぬか？知的財産裁判所は新受事件しか取り扱わず、地方裁判所に係属中の知的財産権訴訟は知的財産裁判所の開設により同裁判所に移送されることなく、引き続き原担当裁判官が処理することになる。しかし、地方裁判所の裁判官は新受事件を知的財産裁判所に移送するかどうかを判断することができる。

司法院によると、ドイツの連邦特許裁判所は 61 名の法律的裁判官及び 57 名の技術的裁判官で構成され、年間処理事件数は約 3 千件。日本の知的財産高等裁判所は 15 名の裁判官、11 名の調査官をおき、年間処理事件数は 550 件～600 件程度で、台湾知的財産裁判所裁判官の平均処理事件数を大幅に下回る。八名の裁判官と九名の技術審査官でドイツと日本より多い件数を抱えると、審理のペースを遅らせるおそれがある。

技術審査官については、知的財産局の特許審査官を起用する。技術分野で見ると、機械分野 4～5 名、電子・電機・半導体分野 2～3 名、化学工業分野 1 名、バイオテクノロジー・医薬分野 1 名。

2004 年～2007 年の裁判所における知的財産訴訟の新受・既済事件数

年度	2004 年		2005 年		2006 年		2007 年 1～8 月	
	新受	既済	新受	既済	新受	既済	新受	既済
地裁 民事一審	-	384	511	401	546	530	291	286
高裁 民事二審	-	77	153	107	166	135	94	106
地裁 刑事一審	2,539	2,123	2,576	2,196	2,733	2,254	2,020	1,668
高裁 刑事二審	369	391	342	290	314	311	213	224
高等行政 裁判所	655	816	636	748	717	756	376	535
合計	3,563	3,791	4,218	3,742	4,476	3,968	2,994	2,819

（2008.05）

05 知的財産案件審理細則 公布施行（2008.05）

台湾における知的財産裁判所は民事、刑事及び行政訴訟三つの訴訟手続きを統合して取り扱う専門裁判所である。知的財産裁判所の発足により、新しい知的財産訴訟制度がスタートする。知的財産権関連民事訴訟の第一審、第二審は知的財産裁判所、第三審は最高裁判所が取り扱うことになる。知的財産権関連刑事訴訟の第一審は地方裁判所が審理を行うものとし、第二審は知的財産裁判所、そして第三審は最高裁判所。知的財産権関連行政訴訟は二級二審制をとり、一審は知的財産裁判所、二審は最高行政裁判所で審理を行う。

知的財産案件審理法（以下、審理法）は 2007 年 3 月 28 日付総統令をもって公布された。民事、刑事及び行政訴訟に関連して、同法にはこれまでにない規定が盛り込まれた。例えば技術専門家の訴訟参加、営業秘密を保護するための秘密保持命令の導入、特許権・商標権関連行政訴訟における新証拠の提出を認めるなど。全文 42 か条からなる「知的財産案件審理細則」は 2008 年 4 月 24 日付けで公布され、審理法の施行に伴い施行することになっている。

技術専門家の訴訟参加：新しい訴訟制度のもと、技術審査官がその専門的識見に基づいて事件争点の分析・整理を行い、裁判官に協力して技術上の争点を明らかにする。但し、技術審査官の意見陳述は証明すべき事実

を認定する際の証拠として直接採用することができない。当事者は訴訟において証明すべき事実については各訴訟法で定めた証拠手続きに基づいて証拠を提出し、立証責任を果たさなければならない。

秘密保持命令：営業秘密を保護することと訴訟をする権利との間の均衡性を図るため、裁判所は裁定（決定）が確定する前に、営業秘密に関連する部分の審理を一時的に停止することができる。裁判所裁定の主文及び理由に営業秘密を掲示することや、文書の添付資料とすることができない。営業秘密を保護するため、間接引用が望ましい。

関連事務所管庁の訴訟参加：民事訴訟において知的財産権の有効性に関して裁判所は自ら判断をするにあたって、専門知識若しくは法律原則にまつわる争点について所管庁に意見を求める必要があるときは、裁定（決定）をもって知的財産関連事務所管庁（知的財産局）を訴訟に参加させ、独立した攻撃・防御方法の提出を命ずることができる。

行政訴訟における新証拠の提出：商標登録の取消し・廃止若しくは特許権の取消しに関する行政訴訟で、当事者が口頭弁論終結前に取消し若しくは廃止に関する同一理由について新証拠を提出することを、審理法は例外的に認める。また知的財産局は新証拠について答弁書を提出しなければならない。但し、訴訟を長引かせるための新証拠提出の遅延については、裁判所は行政訴訟法に基づいてそれを却下することができる。（2008.05）

06 知的財産裁判所が発足 対応の高検知的財産支部も（2008.06/2008.07）

知的財産裁判所は7月1日、台北県板橋駅ビルを借りて発足した。知的財産権に関連する民事事件、刑事事件又は行政事件は今後、「審理の迅速化、専門化」を売りにする知的財産裁判所を一審又は二審の裁判所とすることができる。知的財産裁判所は、知的財産権に関連する民事、刑事及び行政事件審理の分離による裁判の長期化、また司法判断のばらつきを解消するために設置されるのであり、専門訓練を受けた裁判官に技術専門家が加わり、知的財産権関係訴訟を取り扱う専門の裁判所である。

同裁判所の創設に対応して、高等検察署の下に「知的財産分署」（知的財産支部）が設置された。「未来性、国際性、ハイテク化」をモットーに知的財産関係刑事事件の控訴、起訴を統一して行い、将来的には国際協力、事件処理経験の交流を強化していく方針を打ち出している。知的財産分署は初期的に、検察官及び書記官をそれぞれ四名置き、公訴を提起・維持し、判決書を受け取り、起訴不起訴を決定するほか、当事者が一審判決を不服とした場合の控訴又は抗告及び再議（不起訴処分への不服申立て）の処理などに当たらせる。また、各関係機関における知的財産権関連事件処理に統括・協調役を務める。

知的財産分署は、登録商標・商号の偽造・模倣、販売・陳列・輸入、虚偽不実の表示等（刑法第253条～第255条）業務上又は職務上知り得た工商秘密の漏えい、商標法・著作権法・公平取引法上の知的財産権侵害に関連する刑事事件を取り扱う。

知的財産裁判所が管轄する民事、刑事、行政事件は次のとおり。

専利法（日本の特許法、実用新案法、意匠法三法に相当）、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、営業秘密法、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法、公平取引法が保護する知的財産権に関する第一審と第二審の民事訴訟事件。本案に関連する証拠保全手続、保全手続を含む。

刑事事件については、刑法第253条から第255条まで、第317条、第318条の罪を犯し、又は商標法、著作権法、公平取引法第35条第1項（第21条第1項に関連する）及び第36条（第19条第5号に関連する）に違反する事件について、通常の手続き、略式手続き若しくは協議の手続きにおいて為された第一審判決への不服申し立てとしての控訴審又は抗告審。

また、専利法、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、営業秘密法、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法、公平取引法上の知的財産権に関する出願、（処分）の取消し又は廃止の手続き、不正競争その他公法上の紛争に関する行政事件の第一審及び強制執行事件。

2004年～2006年の高等裁判所・地方裁判所の新受事件数（知的財産関連）は年間3,500件から4,500件に増えていることが、司法院のまとめでわかった。知的財産裁判所は専門性の高い技術問題の判断に重きを置き、技術レベルの低い事件はやはり地方裁判所で処理するのが望ましい。

知的財産裁判所は新規の事件しか受け付けず、現在各裁判所に係属中の知的財産権関係事件は原担当裁判官で結審すべきもので、知的財産裁判所へは移送しない。但し、新受事件を知的財産裁判所へ移送するかどうかは、地裁の裁判官は自ら判断することができる。

それでも開設初期に僅か八名の裁判官、九名の技術審査官を置くのでは、年間約2,500～3,500件の事件を処理しきれぬか、疑問である。ドイツの連邦特許裁判所は61名の法律的裁判官及び57名の技術的裁判官で構成され、年間処理事件数は約3千件。15名の裁判官および11名の調査官をもつ日本「知的財産高等裁判所」の年間処理事件数は約550件～600件程度、いずれも台湾知的財産裁判所の年間処理事件数（予測値）をはるかに下回る。司法院は将来的には処理状況をみて定員を増やしたいとしている。（2008.06/2008.07）

07 知的財産案件量刑要点 刑の加重・減輕は15%が原則

司法判断の分岐を回避 量刑透明化への第一歩（2008.06）

知的財産裁判所の創設にあわせて、司法院は6月25日、裁判官の判断・裁量に差が出るのを避けるために

策定され、知的財産権侵害案件における刑の量定の目安基準となる「知的財産案件量刑参考要点」を公布した。司法当局として量刑の透明性及び妥当性を求めて踏み出した第一歩であり、知的財産案件にとどまらず、その他の犯罪事件にも適用を広げていくことにしている。

知的財産権関連事件における刑の加重・減輕の幅は 15%が原則。知的財産権侵害で複数の罪及び刑事責任を問われたものは、宣告刑のうち最も長い刑を基礎にその他の刑の合計から 10～30%を引いて得た期間を加算して執行すべき刑とする。例えば、知的財産権侵害で四つの罪を犯し、それぞれ 1 年、10 ヶ月、8 ヶ月、7 ヶ月の懲役が言い渡され、判決が確定した場合、基礎となる最長の刑の 1 年に、その他の刑の合計である 25 ヶ月から 20%を引いたもの（20 ヶ月）を加算して得た 2 年 8 ヶ月の懲役を、執行すべき刑とする。

台湾の法制でいう量刑とは、刑の宣告及び執行刑の量定をいい、刑の宣告は、刑の加重・減輕を含む。知的財産裁判所は 2008 年 7 月 1 日に発足し、また連続犯、常習犯に関する規定が相次いで削除されたため、複数の罪の併合罪のような場合はどう執行刑を定めるべきか関心が集まっている。裁判所が定める執行刑についての指摘がしばしばなされており、知的財産事件に関しても同様に問題とされている。これを背景に、知的財産案件量刑参考要点が策定された。刑の量定の基本原則を掲げ、裁判官が裁判権を独立して行使することを前提に、量刑の目的、原則、要素及び斟酌すべき条件などを基礎に、刑の加重・減輕の例示及び執行刑の量定基準を明確に示す。

「知的財産案件量刑参考要点」は強制力を有しないものの、高等裁判所、知的財産裁判所準備局及び各地方裁判所から指定された裁判長、裁判官が会合を開き、検討を重ねて得た共通の認識であり、準則としての性質をもつものであることに変わりはない。

司法院は 7 月 14 日に協議会を開いて量刑準則の推進に関する段階的目標を確認し、さらに具体的な実施案を立て、量刑準則の適用範囲を順次に知的財産関連事件以外の犯罪事件にも広げていく方針である。

知的財産案件量刑参考要点	
項目	内容
発効時間	2008 年 7 月 1 日から施行
刑事責任のある知的財産権関連事件	商標法、著作権法、公平取引法第 35 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 36 条、第 19 条第 5 号の規定に違反する事件。刑法第 253 条～255 条、第 317 条、第 318 条に違反する事件。
量刑原則	行為者の責任を基礎に刑法第 57 条を斟酌しながら、比例原則及び公平・正義に合致するように定める。
刑の加重・減輕	特別な場合を除き、刑の加重・減輕は原則として 15%の範囲内で定める。
複数の犯罪の刑の計算	知的財産権侵害で複数の罪を犯し、判決で確定した者は、特別な場合を除き、最長期又は最高額の宣告刑をもとにその他の各刑の合計から 10%～30%を引いたものを加算して得た刑を執行すべき刑とする。

注：専利法（特許法・実用新案法・意匠法）は刑事罰が撤廃されたため、この要点を適用しない。

(2008.06)

08 知的財産裁判所、開設して 1 ヶ月 97 件の案件を受理 (2008.08)

7 月 1 日に発足したばかりの知的財産裁判所は 7 月 31 日まで、計 97 件の案件を受理した。その内訳を見ると、行政訴訟が 48 件、刑事訴訟 25 件、民事訴訟一審 19 件、二審 5 件となっている。刑事訴訟の件数がやや多め、そして行政訴訟の件数は民事訴訟の倍近く超えている。同裁判所のスポークスマンはこれについて、知的財産裁判所が受理するのは訴願決定又は刑事裁判の一審判決に不服な上訴案件で、それぞれ二ヶ月、十日以内に不服申立て、控訴を提起しなければならないので、時間的な制限により行政および刑事事件が比較的多いと分析。また、民事の一審と二審を含めて取り扱うため、提訴の時期を自ら決められる一審の当事者は、まだ発足して間もない知的財産裁判所における事件処理状況の様子をみているかもしれないという。(2008.08)

09 知財法律座談会 裁判官の司法判断の統一を図る

特許侵害事件は強制捜査が妥当でない等について共通認識達成 (2009.06)

知的財産訴訟に関する新制度が始まって間もなく一年を迎える。司法院は知的財産関係事件を取り扱う裁判官の間での司法判断の不一致が生じるのを避け、また知的財産訴訟新制が実務に合致し、理論と実務がうまくかみ合うようにと特別に「2009年度知的財産法律座談会」を開き、知的財産裁判所の裁判長、裁判官全員、通常の裁判所で知的財産関係事件を取り扱う第一審、第二審裁判長、又は裁判官代表、検察官代表、学界の代表、弁護士代表及び行政機関代表らが一堂に会し、意見を交換した。果たして、これにより裁判の質を向上させ、裁判官それぞれの事件における司法判断の統一を図ることができるのか？その成果が期待される。

会議では、特許侵害は既に刑事罰則が撤廃されたため、刑事的な捜査手法で強制執行をすべきでないとか、仮差押をするには将来の強制執行をする困難度を考慮しておかねばならないとか、特許権者と専用実施権者が一緒に権利を主張できるなどを含めて多くの審判の見解に関して共通認識を達成した。然しながら、これはあ

くまで会議に参加した代表らが投票で選出した最も妥当な見解であるに過ぎず、裁判官の参考とすることができても、拘束力はない。

たとえば、裁判官が権利侵害に関わっていると見られる会社に証拠の提供を要求し、拒否される場合、裁判官は司法警察を指揮して強制捜査を行うことができるか？これについて、会議に参加した裁判官の多くは、特許権への侵害に対する刑事的罰則が撤廃された以上、強制執行のような刑事的な捜査方法は妥当でないと考え

る。また、専用実施権についても疑問がある。もしAはその特許権をBに専用実施させ、その後、Cによって権利が侵害されたときに、Aは損害賠償を請求できるのか？Cによる権利侵害はAにロイヤリティー（実施料）の損失を与えるので、被害者であるからには、自己の権利を主張できるはずであるという。

現行の知的財産事件審理法によれば、民事訴訟を扱う裁判官が当事者が特許権の有効性について争うときに、自ら特許の有効性を認定することができることになっているが、いったん、裁判官が自ら有効性を認め、民事事件が確定した後、行政訴訟でその係争特許を無効とした見解が示された場合、当事者は救済を求めるか？再審査は一つの道ではあるが、しかし再審査で必ずしも救済されるとは限らない。

知的財産法律座談会の結論	
法律問題	共通認識
民事事件を扱う裁判官が自ら特許を有効と認定し、事件が確定した後、行政訴訟で更に係争特許が無効との認定が出た場合、当事者は再審査を請求できるのか？	特許が有効かどうかの行政処分は権利侵害かどうかの基礎である。特許が取り消された場合、民事確定判決の基礎が揺るがされるため、再審査の事由に該当する。
裁判官が権利侵害に関与したと見られる会社に証拠の提供を要求し、拒否された場合、裁判官は司法警察を指揮して強制力で捜査を行うことができるのか？	証拠保全は民事訴訟手続に属し、刑事ではないため、強制力の行使は拘束されるべきである。
専利法（日本の特許法、実用新案法、意匠法三法に相当）第86条ノ1により、権利を侵害された者は損失の補償として権利侵害物品の製造に使われたとみられる設備についての仮差押を申し立てることができるが、これは一般の仮差押と同じものなのか？	仮差押の趣旨は将来被告が賠償金を支払うときに資産の移転などが生じるのを防ぐためのものであるため、仮差押をするにあたって、やはり当該物品が侵害物品の生産に使われるかどうかではなく、将来の強制執行の困難度を考慮して行うべきである。
専用実施許諾の場合、特許権が第三者に侵害されたときに、権利者は損害賠償を請求できるか？	特許権者は専用実施権者とともに権利を主張することができる
権利者又は専用実施権者は権利侵害物品の焼却・廃棄を主張することができるか？	焼却・廃棄請求権を行使するときには、合理且つ正当な範囲内で行うべきあって、公共利益を害してはならない。

(2009.06)

10 知的財産裁判所組織法の一部を改正する案、立法院を通過 (2009.06)

知的財産裁判所組織法第5条及び第10条を改正する案が立法院を通過した。次にポイントだけを説明しておく。

第5条：知的財産裁判所に対応して設置される高等検察署知的財産分署（支庁）は、その類別及び定員が添付表の規定による。

知的財産裁判所組織法第5条添付表：

高等検察署知的財産分署定員表

職掌（肩書）	定員
検察長	1
主任検察官	2
検察官	12
検察事務官	6
一、二、三等書記官	6
司法警察	3
合計	30

司法院は業務のニーズから、地方裁判所及びその分院（支部）の判事輔を知的財産裁判所に派遣して業務にあたらせ、裁判官に協力して事件手続の進行、争点の整理、資料の収集・分析及び判決書の作成等を行うことができる（第10条第5項）。

知的財産裁判所に裁判官助理（助手、アシスタント）を置き、人員招聘関連法令により専門者を登用し、又は各級裁判所若しくは行政裁判所の司法人員、又はその他の機関の適当な人員のなかから起用し、裁判官に協力して案件手続の進行、争点の整理、資料の収集・分析等を行う。（2009.06）